

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブプログラム開発ワーキンググループ規程

制定 令和2年12月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「本事業」という。）プログラム開発ワーキンググループ（以下「本WG」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本WGは、本事業の研究者育成プログラムの実施に関する事項について所掌する。

(組織)

第3条 本WGは、座長及び本事業代表機関の次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教授または准教授 若干人
- 二 本事業担当の特任教員 若干人
- 三 本事業担当の事務職員 若干人
- 四 その他プログラム開発WGが必要と認める者

(座長)

第4条 本WGの座長は、プロジェクトマネージャーをもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行することができる。

(委嘱)

第5条 第3条に掲げる委員は、プログラムマネージャーが委嘱する。

(任期)

第6条 第3条に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない委員に係る任期は、当該始期から1年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(開催)

第7条 本WGは、原則として月1回開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認める場合は、臨時に本WGを開催することができる。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、本WGの運営に関して必要な事項は別に定める

附 則

この規程は、令和2年12月23日から施行し、令和2年11月13日から適用する。